



2021年6月23日

各位

会社名 パ ス 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役 堀主知ロバート  
(コード番号：3840 東証第二部)  
問合せ先 取締役 牧野正幸  
TEL 03-6823-6664(代表)

### 令和キャピタル有限責任事業組合による委任状勧誘について

当社普通株式 1,087,400 株 (持株比率 3.43%) (2021年3月31日現在) を保有する当社株主である令和キャピタル有限責任事業組合 (以下「令和」といいます。) は、そのウェブサイト (<https://www.tadasukai.com>) (以下「令和ウェブサイト」といいます。) を通じて、2021年6月30日開催予定の当社第31回定時株主総会 (以下「本総会」といいます。) において株主提案を行う旨を公表し、当社株主の皆様に対して委任状勧誘を行っております。

なお、当該「株主提案」は、会社法に基づく事前の株主提案権の行使により、株主総会における議案の提案が行われているものではなく、本総会当日に令和により議案の修正動議として提案されることを予定されているものと推測されます。

令和ウェブサイトには、「当組合について」と題する文章 (以下「令和主張①」といいます。)、 「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」 (以下「令和参考書類」といいます。)、 「パス株式会社代表取締役らの「令和キャピタル有限責任事業組合による委任状勧誘に関する当社認識のご説明」について。」 (以下「令和主張②」といいます。)、 及び、「株主名簿閲覧謄写請求権の行使の通知書」 (以下「株主名簿閲覧当社請求権行使通知」といいます。)、 令和主張①、令和参考書類及び令和主張②と併せて「令和作成書面」と総称します。) を始めとする書類が掲載されております。

当社といたしましては、令和作成書面の内容には、当社の認識と異なる点が多数含まれているものと考えております。

令和作成書面の概要及びこれに対する当社の認識は別紙記載のとおりです。なお、当社の令和作成書面に対する見解の詳細は、当社ホームページで公表しておりますので、合わせてご参照ください。

以上

<令和主張①>

令和による主張	当社の認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社第 31 回定時株主総会（以下「本総会」という。）において、下記令和参考書類の記載の内容で株主提案をする。</li>   <li>● 会社が提案した監査等委員会設置会社への移行は、堀主知ロバート代表取締役らが企図している、Oceans 株式会社（以下「Oceans 社」という。）と当社との株式交換に反対する監査役らを退任させるためという不正・不当を目的としたものである疑いが生じた。</li>   <li>● このような株式交換が実現すれば、堀代表取締役は、価値が乏しい Oceans 社株式の代わりにパス社の株式（上場株式）を手にすることができる一方、当社の既存株主は希釈化という大きな不利益を被る。</li>   <li>● 現経営陣の暴走を阻止し、当社の企業統治（コーポレート・ガバナンス）の適正化を図ることを目的として、株主提案をすることとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社に対して令和から当該株主提案に関する正式な連絡は受けておりません。</li>   <li>● 監査等委員会設置会社への移行は、当社コーポレートガバナンスの強化を目的としたもので、当該株式交換及び監査役の退任とは全く関係がありません。</li>   <li>● 株式交換の実行は意思決定されておらず、実行される場合の取引条件も何ら決定されていません。Oceans 社の事業や当社とのシナジーを検討中です。</li>   <li>● 当該株式交換は、社内で検討中の多数の M&amp;A 案件のうちの 1 つに過ぎず、株式交換を実行すると決定しておらず、当社監査役からの指摘に基づき、取締役会にも本総会にも上程せず、慎重に検討しておりますので、「現経営陣の暴走」と言われるような事態は一切発生していないと考えております。</li> </ul>

<令和参考書類>

令和による主張 <sup>1</sup>	当社の認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本総会における「第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件」及び「第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件」について、会社提案の原案に反対し、それぞれ第2号議案については独自の候補者2名、第3号議案については独自の候補者3名を擁立する内容の修正案を株主提案することとした<sup>2</sup>。</li> <li>● 「第1号議案 定款一部変更の件」は、第2号議案及び第3号議案の上記修正案が承認可決されることを条件に賛成頂きたい。</li> <li>● 堀主知ロバート代表取締役は、株式交換する理由はパス社の代表取締役の職務に専念したいためと述べた。</li> <li>● 堀主知ロバート代表取締役は、監査役会が独自に Oceans 社の企業価値を検証することについて難色を示しました。</li> <li>● 監査等委員会設置会社への移行は、堀主知ロバート代表取締役らが、Oceans 社とパス社との株式交換を実現させて、堀主知ロバート代表取締役が所有する Oceans 社の株式（債務超過で赤字会社の非上場株）を当社の株式と交換するという不正・不当な利益を得る目的によるものであるといわざるを得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社として、現時点で正式な株主提案を受けているものではありません。</li> <li>● 当社は、会社提案による第2号議案及び第3号議案に基づく新役員体制<sup>3</sup>が当社企業価値の向上に資すると確信しております。</li> <li>● 株式交換は、当社企業価値の向上を主たる目的として検討しております。そもそも株式交換の実行は、当社取締役会・本総会のいずれにも上程されていない、検討中の事案の1つに過ぎません。</li> <li>● 監査役会による独自の株式価値の検証のため、監査役会は独自に第三者の専門家に Oceans 社の株式価値算定を依頼されており、当社は当該検証に反対していません。</li> <li>● 監査等委員会設置会社への移行は当社コーポレートガバナンスの強化を目的としており、株式交換とは全く関係がありません。また、当該株式交換を検討する目的は、当社企業価値向上・事業計画の実現に資するものであるか否かを検証することにあります。従いまして、左記のような目的は一切ありません。そもそも株式交換の条件も確定しておらず、株式交換による当社への影響は現時点で未定です。</li> </ul>

<sup>1</sup> 令和主張①と実質的に重複する内容は除外しており、次ページ以降も同様です。

<sup>2</sup> 令和の擁立する各候補者の詳細は令和参考書類をご参照ください。令和参考書類は、令和ウェブサイトに掲載されております。

<sup>3</sup> 当社が擁立する各候補者を取締役候補とした詳細は、当社第31回定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

<令和主張②>

令和による主張	当社の認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式交換に反対する監査役会の意見書を、2021年6月16日付けの内容証明郵便により発送しているが、堀代表取締役らは、この意見書の存在を認識していたにもかかわらず、当社は、当社ホームページにて開示した2021年6月18日付「令和キャピタル有限責任事業組合による委任状勧誘に関する当社認識のご説明」（以下「当社リリース」という。）において、当該意見書について言及していない。</li>   <li>● 当社リリースにおいて令和が不正に株主名簿を取得したと指摘されているが、全くの事実無根である。指摘されている株主名簿は、堀代表取締役自らが令和の提案に賛同する社外者（当社の監査役又はその関係者ではない。）に渡したものであり、令和が不正取得したという事実は全くない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社リリースにおいて当該「意見書」を受領したことは何ら否定しておりません。</li> <li>● そもそも当社は、監査役会が懸念を示す Oceans 社との株式交換について、繰り返しになりますが、その実行を意思決定したわけでもなく、本株主総会にも上程しておらず、本総会の議題とは全く関係がございません。</li>   <li>● 株主名簿の流出経路の詳細については社内で事実関係を確認中でございます。株主の皆様にはご心配をお掛けしておりまして大変申し訳ありません。</li> <li>● 令和は、当社に対して2021年6月22日付株主名簿閲覧謄写請求権の行使の通知書を送付したのですが、本日時点で閲覧謄写の手続は完了しておらず、当社から適法に株主名簿を取得したことはございません。          そもそも堀代表取締役による左記のような株主名簿の提供の事実がなく、令和を含めた他の株主への自由な提供を許す趣旨で株主名簿を交付したことはございません。</li> </ul>

<株主名簿閲覧謄写請求権の行使の通知書>

令和による主張	当社の認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和は当社に対し、当社株主名簿の閲覧及び謄写を請求する。</li>   <li>● 当社堀代表取締役らは、令和が当社の株主名簿を不正に取得した等と主張するが、株主名簿に記載された株主情報は、株主が、委任状勧誘のために正当に利用し得るものであり、上記非難は当たらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知書が当社に到着いたしましたら、会社法等関係法令に基づき対応いたします。</li>   <li>● 当社は、令和が株主名簿閲覧謄写請求権を行使する以前から、当社の株式名簿を当社以外の第三者から取得していたことについて、情報漏えい又は不正な情報の取得が為された可能性があるため、社内調査中です。</li> <li>● 当社は、令和を含めた他の株主への自由な提供を許す趣旨で株主名簿を交付したことはございません。</li> <li>● 株主名簿は（それが適法に取得されたものであるならば）委任状勧誘に利用できますが、委任状勧誘に利用するためであればどのような手段でも株主名簿を取得してもよいわけではなく、また、令和による当社株主名簿の取得が適法なものであれば、改めて令和が当社に対して株主名簿の閲覧を請求する必要はないと思われまます。</li> </ul>

以上